

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の募集に係る補足説明

総務省自治行政局過疎対策室

1. 募集対象者について

(1) 募集対象者

募集対象者は、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4に規定する対象地域を有する市町村とする。

実施要綱第4(10)に該当する場合には、同(1)から(9)に準ずる地域であることを示す資料を提出すること。

(2) 交付申請額

1地区（件）当たりの交付金の申請の上限額は1,500万円までとし、下限額は500万円とする。

ただし、以下の事業を実施する場合は、上限額を下記のとおりとする。

- ① 専門人材を活用する事業 (2,000万円)
- ② ICT等技術を活用する事業 (2,500万円)
- ③ 上記①+②を併用する事業 (3,000万円)

※ ただし、上乗せ分は当該事業のみに充てることができるものとする。

【参考】

① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

2. 募集する事業について

(1) 事業実施主体

実施要綱第2及び第3を参照のこと。

(2) 事業内容

実施要綱第5を参照のこと。

なお、本事業実施に当たっての目標・課題・対策（事業の概要、事業費、事業実施主体、実施年度）を記載した「活性化プラン」を必ず添付すること。

※都道府県においては、市町村が作成する事業実施計画が実施要綱の内容に沿ったものであるか十分ご確認ください。

(3) 本事業による交付対象となる経費の内容

食糧費、建設地方債が充当可能な経費等を除き対象とし、専ら本事業に従事することとなる人材に係る賃金、報酬等も対象とする。ただし、内部管理等に係る人件費、市町村が所有する施設の改修費は対象外とする。

(4) 実施期間

本事業として実施する取組は、当該年度中に実施可能なものとする。

3. 選定について

(1) 選定方法

外部有識者による審査を行い、その審査結果（評価）を踏まえ総務省自治行政局過疎対策室において総合的に判断し選定する。

(2) 評価項目

事業の評価は、以下の項目を基に総合的に行う。

【先進性】

・先進的な技術を活用した過疎地域等の集落の維持・活性化に資する取組であるか。

【市町村主体性】

・市町村において、集落ネットワーク圏が直面する課題（日常生活支援機能の確保等）を的確に把握し、当該課題の解決に向けた活動等の方針等を集落ネットワーク圏計画に反映しているか。

【住民主導性】

・地域住民自らが主体的に参画して企画・立案する取組であるか。

（事業者等への丸投げとなっていないか。）

・地域住民が主体の実施体制となっているか。

（行政主導となっていないか。）

【実現性】

・事業の実施計画が十分に練られ、実施可能な内容となっているか。

【継続性】

・次年度以降も継続して自主的・発展的な展開が期待できる取組であるか。

【実効性】

・集落ネットワーク圏の直面する課題に対して効果的な取組であるか。

・提案事業により基幹集落以外の周辺集落にも効果が波及し、集落ネットワーク圏全体の活性化に繋がることが期待できる取組であるか。

【適格性】

・集落単体で解決が困難な課題を集落ネットワーク圏で解決・補完する取組であるか。

・単なるイベントなど単発的な取組ではないか。

・施設の設置、維持・改修などハード的な経費が多くを占めていないか。

・委託費が多くを占めていないか、特段の理由なく再委託を行っていないか。

・光熱費や燃料費、備品など内部管理的な経費が多くを占めていないか。

・公序良俗に反するものではないか、特定の個人又は法人等に特別の利益を与えるものではないか。

4. 留意事項

(1) 適切な指導監督

補助事業者として、間接補助事業者が法令等に従い、事業の進捗管理を含めて善良な管理者の注意をもって間接補助事業を行うよう、適切な指導監督を行うこと。

(2) 委託・再委託の取扱い

間接補助事業者から集落ネットワーク圏形成支援として実施する事業の全部若しくは大部を委託すること、及び委託先から更に別の委託先に再委託することは原則として行わないこと。なお、委託を想定している場合又は再委託を想定している場合は、当該委託又は再委託が特に必要である理由書を併せて提出すること。

(3) 事業の着手

事業の着手は、交付の決定を受けた日以降とする。

交付の決定前に着手した事業は、本事業の交付対象外となることに注意すること。

(4) 対象事業

本事業は、集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援するソフト事業であるため、民間が所有する施設の改修が交付対象事業費の30%を超える事業は、総務省からの内示の際に減額の対象となることに注意すること。また、市町村が所有する施設の改修は本事業の対象とならないので、併せて注意すること。

(5) 事業実施年数

本事業は、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動の「立ち上げを支援」するものであり、複数年度の取組を支援するものではない。このため、財源確保を含めて翌年度以降の活動の見通しについて、十分な計画を立てること。

(6) 「小さな拠点」の形成推進について

本事業は「小さな拠点」の形成・持続的運営を目的とした支援の一環でもあることから、活用にあたっては毎年度内閣府が実施する実態調査において適切に回答すること。また、形成後も市町村版総合戦略へ位置付けることを検討すること。

(7) フォローアップについて

事業完了後の状況について、フォローアップ調査を行う。

(8) Q & Aについて

よくある質問について、別添「【参考】Q & A」にまとめているので適宜参照されたい。

5. 提出書類

- ・実施要綱第8で定める様式等を調製し、メールで提出すること。
- ・実施要綱第8（3）集落ネットワーク圏計画については、実施要綱第5で定める計画であり、集落ネットワーク圏において行おうとする生活支援の取組や地域産業を振興する活動等を記載すること。
- ・実施要綱第8（4）活性化プランについては、事業の目標、課題、対策（事業の概要、事業費、事業実施主体、実施年度）を記載すること。
- ・実施要綱第8（6）の「その他別に定める書類」は別紙のとおりとする。

別紙

	提出書類	備考	ファイル形式等
様式第1号関係			
1	地区の現況図		任意様式
2	市町村総合計画、デジタル田園都市国家構想総合戦略	応募市町村が策定した左記計画等に提案事業が記載されている場合、該当部分の抜粋を提出すること。	任意様式
3	認定地域再生計画	応募市町村が策定した左記計画に提案事業が記載されている場合、該当部分の抜粋を提出すること。	任意様式
4	事業実施体制のイメージ図 【必須】	様式内にイメージ図を記載しない場合に必ず提出すること。	任意様式
5	事業実施団体の概要が分かる資料 【必須】	当該団体が活動を行うに至った経緯や、これまでにってきた活動の内容が分かるものを必ず提出すること。(規約、定款、会計書類等を含む)	任意様式
様式第2号関係			
6	概算事業費見積額 【必須】	概算事業費見積額を必ず提出すること。	指定様式 (Excel)
7	事業費整理表 【必須】	1. (2) ①～③に掲げる事業を実施する場合、各事業に該当する事業費の内訳を整理したものを必ず提出すること。 なお、上記⑥の内容と整合するよう注意すること。	指定様式 (Excel)
8	車両、備品等の見積書	車両、備品等で一定額(概ね50万円以上)を占めるものがある場合、必ず提出すること。	任意様式
その他			
9	実施要綱第4(10)に該当することを示す資料	実施要綱第4(10)に定める(1)から(9)に準ずる地域である場合、準ずることを示す資料を提出すること。	任意様式
10	委託又は再委託を必要とする理由書	4(2)の委託又は再委託を行う場合、委託先、委託費、委託する事業内容(見込み)及び委託しなければならない理由について記載したものを提出すること。	指定様式 (Word)
11	防災対策についての確認 【必須】	事業を実施する地域(範囲)において防災の観点から問題がないかを確認できる資料を提出すること。	指定様式 (Word)
12	目標達成評価シート 【必須】	複数年度(概ね3カ年程度)にわたる事業の目標、成果を確認するもの	指定様式 (PowerPoint)

[参考] Q & A

項目	質問	回答
応募	1回の募集において、1市町村において2以上の集落ネットワーク圏形成事業を行うことは可能ですか。また可能であれば、それぞれで申請が必要ですか。	1回の募集において、1市町村から複数地区(件)の応募も可能です。その際、申請は1地区(件)ごとに分けてください。
対象地域	実施要綱第4(10)のその他準ずる地域と総務大臣が認める地域とは、どのような地域ですか。	例えば、経過措置期間中の特定市町村及び特別特定市町村並びに準過疎市町村などを想定していますが、具体的には担当にお問い合わせください。
	実施要綱第2の2「その他組織」に定義される「特定非営利活動法人等」の「等」とは、具体的に何を指しますか	一般社団法人等を想定しています。なお、株式会社については、地域住民の出資によるものなど、住民による活動が主であると判断されるものは対象となります。
	住民団体に法人格は必要ですか。	必須ではありませんが、様々な事業主体となるため、法人格があることが望ましいです。
都道府県の役割	都道府県の役割とはどのようなものですか。	記載内容の確認や各団体との連絡調整などが考えられます。
集落ネットワーク圏	市町村全域を集落ネットワーク圏として事業を実施することは可能ですか。	本事業における集落ネットワーク圏は、市町村が地域の実態に応じて任意で設定するもので、地域の実態に鑑み、市町村全域を一つの集落ネットワーク圏域として事業を実施することも可能です。
	「集落ネットワーク圏計画」とはどのようなものですか。	集落ネットワーク圏において行う生活支援の取組や地域産業を振興する活動等の方針を取りまとめた市町村の計画のことです。
	既に市町村で集落ネットワーク圏計画に類するものを策定している場合において、応募に必要な「集落ネットワーク圏計画」を改めて作成する必要はありますか。	改めて作成する必要はなく、既存のものをご提出ください。
事業実施計画	事業実施計画に盛り込む内容について、住民の議論の反映はどこまで求められますか。	本事業は、当該集落ネットワーク圏の住民の議論及び合意を踏まえていることが前提です。
	実施計画(実施要綱様式第2号※5)で求められている「活性化プラン」とはどのようなものですか。	「活性化プラン」とは、集落ネットワーク圏での暮らしを取り巻く実態や将来に向けたニーズ、活動への参加意向を把握した後、住民や各種団体との話合

		<p>いの結果に基づいて地域運営組織等が作成した、地域の目指すべき将来像とその実現に向けた方策をまとめたものです。</p> <p>なお、活性化プランは、地域の課題を特定し、達成目標を設定した上で、集落ネットワーク圏で行う具体的な施策や実行に向けたスケジュール等を盛り込み、実効性のあるものであることが望ましいです。</p>
	<p>他の国費の補助や県単独の補助と合わせて行う事業については、対象となるのですか。</p> <p>(個別事業A、B、Cのうち、A、Bは本事業で行い、Cは県単独の補助で実施する場合等)</p>	<p>国の補助事業や他の財政措置が、本事業の交付対象経費と重複しなければ対象となります。</p>
	既存事業は対象となるのですか。	既存事業と同様の事業を行うものについては、対象となりません。
実績報告関係	交付要綱別紙4の4-4事業実績には、報告時に提出を要する添付書類として、領収書又は請求書に代わり「市町村から事業実施主体への支払がわかるもの（支出命令簿等の写し）」も認めていますが、支出命令簿等とは具体的に何を指しますか。	<p>「支出命令簿等の写し」とは、支出負担行為書に加え、支出済みの場合は支出命令書、未支出の場合は額の確定通知書を指します。これらが用意できない場合は、請求書又は領収書の写しの添付が必要です。</p> <p>なお、交付要綱第17の2の規定により、支出内容を証する書類を整備し、会計簿とともに交付金事業の完了した日（交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこととされているので、都道府県及び市町村は必要な助言や指導を行ってください。</p>
交付限度額の上乗せ分について	<p>ICT等技術活用を活用する場合の対象経費はどういったものですか。</p> <p>専門人材を活用する場合の対象経費はどういったものですか。</p>	<p>ICT等技術活用のために必要な調査に要する経費、必要な機材や備品の購入、リースに要する経費、ICT等技術を運用するための委託費、人件費、諸謝金等、その他事業実施のために必要な経費を想定しています。</p> <p>集落ネットワーク圏の外部の専門人材の活用に要する委託費、謝金、旅費等の経費を想定しています。</p>